

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三五

### 告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

三五

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

三六

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

三六

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

三六

○道路の区域を変更する件二件

三七

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件

三七

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

三七

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件十件

三六

○肥料の検査の結果の概要を公表する件

四〇

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

四〇

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件

四二

○都市計画法により公聴会を開催する件

四三

○福島県選挙管理委員会

四三

○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件

四三

## 規 則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第五十一号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（一戸建ての住宅の規模の基準）

第三条 省令第四条第一号の規定により知事が定める面積は、五十五平方メートルとする。

第一号様式中「（第3号様式）」を「（第4号様式）」に改める。

第二号様式中「（第4号様式）」を「（第5号様式）」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

## 告 示

### 福島県告示第三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年七月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四百八十番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社不動産信託リサーチ

代表者の氏名 代表取締役 福地 義久

住所 福島県会津若松市駅前町八番十八号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年三月五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千百五十八平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(-) 位置 別紙図面のとおり  
収容台数 百二台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(-) 位置 別紙図面のとおり  
収容台数 二十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(-) 位置 別紙図面のとおり  
面積 百三十三平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(-) 位置 別紙図面のとおり  
容量 十四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(-) 開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後九時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(-) 午前九時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(-) 数 三か所  
位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(-) 午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十四年七月四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第三百四十五号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年七月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

**福島県告示第三百四十六号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年七月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス棚倉店・セキショウ棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字新町七十二番ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三百四十七号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年七月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルトSC 勿来十条 福島県いわき市勿来町窪田十条三番二ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三百四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市霊山町大石字蜂ヶ沢一、字八ヶ森三の一から三の四まで、字押出沢六、七の

- 一、七の四、八、字若松沢六の一、字ガラメキ四から七まで
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第三百四十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十四年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名                | 区 間  | 変更前<br>変更後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------|--|--------------|-----------------|---------------|
| 県道湯野<br>上会津高<br>田線 | 大沼郡会津美里町大字<br>尾岐窪字下川原九七〇<br>番二地先から<br>同 郡同 町大字<br>尾岐窪字新町一〇番二<br>地先まで | 変更前          | A<br>七・八        | 一五三・五         |
|                    |  | 変更後          | B<br>一〇・三       | 一五四・六         |
|                    |  | 変更後          | B<br>一〇・三       | 一五四・六         |
|                    |  | 変更後          | B<br>一〇・三       | 一五四・六         |

（道路計画課）

**福島県告示第三百五十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年七月十三日から二週間一般の縦覧に供す

る。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名          | 区 間   | 変更前<br>変更後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------|---|--------------|-----------------|---------------|
| 県道小名<br>浜小野線 | いわき市三和町下三坂<br>字下三坂国有林四六林<br>班地先から<br>同 市三和町下三坂<br>字下三坂国有林四六林<br>班地先まで | 変更前          | 七・一             | 一三〇・〇         |
|              |   | 変更後          | 八・一             | 一三〇・〇         |

（道路計画課）

**福島県告示第三百五十一号**

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年六月一日次のとおり指定した。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 氏名又は名称                                      | 住所  | 指定の有効期間                       | 売りさばきの場所         |
|---|---|-------------------------------|------------------|
| 協同組合郡山<br>労務経営サー<br>ビスセンター<br>理事長 作<br>田 秀二 | 郡山市朝日三丁目<br>四番七号 郡山市<br>大槻町字針生下一<br>二番地の五 | 平成二十四年六月一日から平成<br>二九年三月三十一日まで | 郡山市朝日三丁目四<br>番七号 |

（出納総務課）

**公 告**

**公告第九十三号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十九日
- 二 名称

特定非営利活動法人そうまグリーンアーク

三 代表者の氏名

菊地 基文

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市尾浜字追川一番地の十五

五 定款に記載された目的

この法人は、持続可能な社会の実現を目指し、幅広い市民の参加により自然エネルギー（再生可能エネルギー）の地域への普及、及び省エネルギーの促進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 名称

特定非営利活動法人野馬土

三 代表者の氏名

杉 和昌

三浦 広志

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市石上字南白髭三百二十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県民に対して、放射能汚染による食品の安全性に対する不安や県民の健康に対する不安を最小限にとどめるための事業を行い、相馬地方をはじめとする福島県の地域及び農業復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人あいの里

三 代表者の氏名

佐藤 延子

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市門田町大字中野字大道東八番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ人々とその家族に対して、地域の中で心豊かに安定した生活を営むために必要な支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人豊齡研ITサロン会津

三 代表者の氏名

長谷川 友仁

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市柳原町一丁目二番三十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、私たちの暮らす福島県会津の地における高齢者のために情報通信技術などに関する支援をするとともに、企業や行政とのパートナーシップの形成により、福祉の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二日

二 名称

特定非営利活動法人会津阿賀川流域ネットワーク

- 三 代表者の氏名  
高橋 利雄
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市幕内東町十番十二号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、会津の振興には健全な阿賀川流域の発展が不可欠であるという認識にたち、これを構成する流域の歴史・風土・自然・生活・文化等とおおして、地球環境の根幹とも言える水環境を担う「川」を理解し、「川に学ぶ」という理念のもと、流域の豊かな自然と清らかな水に恵まれ、優れた自然環境を健全な状態で次世代に継承して行く活動をはじめ、会津地域の活性化を図るため、阿賀川流域すべての地域活動を結集して、普遍化に向けて産学官民の連携のもと様々な分野を越えた交流活動の支援を行うとともに、これら活動を円滑に推進するために必要な調査・研究や普及啓蒙を図り、もって良好で健全な会津地域の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十九日
  - 二 名称  
特定非営利活動法人ビーンズふくしま
  - 三 代表者の氏名  
若月 ちよ
  - 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市矢剣町二十二―五
  - 五 定款に記載された目的
- この法人は、不登校の子どもやひきこもりの青少年の親、市民、学生など広範な人々と協同して、不登校の子どもたちやひきこもりの青少年たちのために、その生き方と学習を支援するとともに、広く青少年が自分らしく生きるための支援を行い、それをもって社会の創造に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年七月十三日

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十九日
- 二 名称  
NPO法人ILセンター福島
- 三 代表者の氏名  
角野 正人
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市渡利字柵町一番一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者自らが主体となって運営する自立生活センターとして、障がい者に対して、その自立と生活を支援する事業を行ない、あらゆる障がい者が地域社会の中で自立した生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月三日
  - 二 名称  
NPO法人ドリムサッカー相馬
  - 三 代表者の氏名  
青田 秀満
  - 四 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市中村字泉町八番地の十八
  - 五 定款に記載された目的
- この法人は、相馬地域においてサッカーを行う住民及びその指導者に対して、講習会等の開催により、サッカーの普及を図るとともに、地域住民や地域企業と共同でサッカーの大会やイベントを開催し、地域スポーツの振興、地域住民の健康の増進、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月四日
- 二 名称  
NPO法人桜こまち
- 三 代表者の氏名  
遠藤 善幸
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県田村郡三春町字小滝百七十番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、自立支援と社会経済活動の参加に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月四日
- 二 名称  
特定非営利活動法人あいえるの会
- 三 代表者の氏名  
白石 清春
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市神明町九番一号
- 五 定款に記載された目的  
本法人は、障がい者が主体となって地域に住む障がい者等に自立生活援助を提供するとともに、いのちの尊さを謳い、等しく生きられる社会の実現を目指し、福祉の増進及び向上に関する事業を行うことにより社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

申請のあった年月日  
平成二十四年七月四日

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月四日
- 二 名称  
NPO法人プロジェクト福島屋商店
- 三 代表者の氏名  
内藤 清吾
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市鶴見垣二丁目十四番五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災において惹起された東京電力福島第一原発の放射能漏洩事故により、出荷停止等の被害や事実と異なる風評により被害を受けた福島県内の農林水産物生産者、食品およびその加工品生産者、および観光業者、その他の事業者の救済を目的として設立され、その生産物のインターネットを通じて販売、また福島県内外におけるイベントへの開催および販売促進事業、観光客増加のための事業、情報配信による事業支援を行い、福島県産品、観光に対する信頼を取り戻し、更には、消費者と生産者・観光業者を直接結びつけることにより、新たな販路の開拓を目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月五日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ほっとアクト
- 三 代表者の氏名  
増子 修
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原四百十七番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児（者）高齢者に対して地域生活を可能とする事業及び国際協力の事業を行うとともに、他の非営利団体の支援と連携を通してより多くの市民の幸福に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十四年四月から同年六月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

平成24年4月分  
(普通肥料)

| 肥料の種類等       | 保証票添付者   | 肥料の名称      | 検査の概要    |      |        | 備考 |
|--------------|----------|------------|----------|------|--------|----|
|              |          |            | 分析検査     |      | 保証票の検査 |    |
|              |          |            | 項目       | 指摘事項 |        |    |
| 米ぬか油かす及びその粉末 | 三和油脂株式会社 | 特選王将印 脱脂ぬか | TN、TP、TK | —    | —      | —  |

注

- 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象箇所全体の肥料を代表しうるように必要袋数（バツラの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と企画・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量  
平成24年5月分  
(特殊肥料)

| 特殊肥料の指定名 | 生産業者、輸入業者又は販売業者 | 届出名<br>(及び商品名) | 検査の結果  |        |        |             |             |          | 備考 |     |
|----------|-----------------|----------------|--------|--------|--------|-------------|-------------|----------|----|-----|
|          |                 |                | TN (%) | TP (%) | TK (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | TCaO (%) |    | C/N |
|          |                 |                |        |        |        |             |             |          |    |     |

|     |                    |             |     |     |     |    |     |     |    |      |
|-----|--------------------|-------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|------|
| たい肥 | 有限会社たんがらふぁーんがらふぁーわ | たんがらふぁーわの堆肥 | 0.8 | 1.8 | 1.4 | 58 | 160 | 1.4 | 20 | 60.7 |
| たい肥 | 有限会社松川養鶏           | 鶏ふんもみ糞たい肥   | 1.0 | 2.5 | 1.7 | 19 | 139 | 9.5 | 13 | 47.2 |

平成24年6月分  
(特殊肥料)

| 特殊肥料の指定名 | 生産業者、輸入業者又は販売業者 | 届出名<br>(及び商品名) | 検査の結果  |        |        |             |             |          |     |        | 備考 |
|----------|-----------------|----------------|--------|--------|--------|-------------|-------------|----------|-----|--------|----|
|          |                 |                | TN (%) | TP (%) | TK (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | TCaO (%) | C/N | 水分 (%) |    |
| たい肥      | 大竹国昭            | スーパークオン        | 0.9    | 2.1    | 0.9    | 72          | 205         | 1.8      | 18  | 61.2   |    |
| たい肥      | 株式会社オーガニック・プロ   | オーガニック1号       | 2.7    | 4.4    | 1.8    | 6           | 58          | 0.7      | 17  | 19.3   |    |

注

- 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量  
(農業総合センター)

公告第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
袋原土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 佐藤 信高 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二〇八四番地

(農村計画課)

公告第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称  
棚倉町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 高橋 磯吉 東白川郡棚倉町大字流字豊都六七番地

同 緑川 庄司 同 町大字八槻字豊作三二〇番地一

同 近内 敏宏 同 町大字八槻字大宮一四九番地

同 金子 稔 同 町大字北山本字平塩一九二番地一

同 陣野 節雄 同 町大字下山本字蛭内九番地

同 富岡 敏雄 同 町大字山際字屋敷前五八番地

同 近藤 正平 同 町大字祝部内字清水内一五九番地

同 菊地 良達 同 町大字逆川字屋敷二九番地

同 近藤 亥市 同 町大字堤字羽黒東八番地

同 角田 悦男 同 町大字堤字羽黒東二三番地

同 須藤 眞廣 同 町大字玉野字東宅地六番地

同 原 正光 同 町大字一色字栗ノ木六〇番地四

同 塩田 清春 同 町大字福井字井前六九番地

同 小針 進一 同 町大字浅川町大字蟹沢三四番地

同 白瀬 清 同 町大字滝輪字森下一番地

同 関根 正幸 同 町大字太田輪字二渡二四番地の三

同 武地 幸美 同 東白川郡棚倉町大字流字中豊三八番地一

同 鈴木 正男 同 町大字金沢内字中背戸続六〇番地一

同 八木沼 正嗣 同 石川郡浅川町大字小貫字宿ノ内五四番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 鈴木 正男 東白川郡棚倉町大字金沢内字中背戸続六〇番地一

同 金澤 誠資 同 町大字八槻字下馬橋七二番地二

同 菊地 弘美 同 町大字八槻字高渡一五五番地二

同 佐川 昭也 同 町大字北山本字平塩一六五番地一

同 石井 博 同 町大字寺山字豊岡八六番地

同 和田 收 同 町大字流字中豊三三番地

同 富岡 敏雄 同 町大字山際字屋敷前五八番地

同 緑川 一清 同 町大字大梅字大岩平二七三番地

公告第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称  
郡山市東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐々木 八重徳 郡山市阿久津町字館側一三番地

同 穴戸 捨夫 同 市西田町丹伊田字万才光内五三一番地

同 小川 榊一 同 市中田町下枝字五百目五七七番地

同 馬場 猪吉 同 市田村町小川字角生内四四番地

同 吉田 福男 同 市中田町柳橋字上篠坂四五二番地

同 熊田 七郎 同 市中田町海老根字北向三八番地

同 橋本 勝男 同 市西田町三町目字栢作一一五番地

同 橋本 清 同 市中田町高倉字小提一一八番地

同 猪腰 力治 同 市田村町金沢字烏ヶ内一三三番地の二

同 伊藤 好三 同 市中田町赤沼字中井田三一一番地

同 酒井 研 同 市白岩町字堺之内一八五番地一

同 八木田 宗保 同 市西田町鬼生田字町三九九番地

同 熊田 貞克 同 市田村町上行合字亀河内一五〇番地

同 村越 太征雄 同 市富久山町南小泉字石舟二一番地

同 増子 安弥 同 市西田町根木屋字北山九四番地

同 阿部 喜美雄 同 市中田町上石字逆木一〇五番地

同 村上 博志 同 市田村町細田字嘉成九八番地

同 須藤 謙一 同 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一六四番地の一九  
(農村計画課)

同 兼子 和憲 同 石川郡浅川町大字箕輪字坂ノ前四七番地

同 白瀬 清 同 町大字滝輪字森下一番地

同 八木沼 政昭 同 郡同 町大字小貫字新屋敷一四番地

同 金澤 武市 同 東白川郡棚倉町大字下山本字六角堂三四番地二

同 松本 一同 同 郡同 町大字玉野字天屋敷九番地

同 須藤 謙一 同 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一六四番地の一九

同 菊地 良達 同 町大字逆川字屋敷二九番地

同 須藤 俊一 同 郡同 町大字堤字岩井戸一番地三

同 角田 悦男 同 町大字堤字羽黒東二三番地

同 小林 達郎 同 町大字一色字ニシキ牧四六番地

同 石井 克一 同 郡同 町大字福井字井前六六番地一

同 兼子 和憲 同 石川郡浅川町大字箕輪字坂ノ前四七番地

同 白瀬 清 同 町大字滝輪字森下一番地

同 八木沼 政昭 同 郡同 町大字小貫字新屋敷一四番地

同 金澤 武市 同 東白川郡棚倉町大字下山本字六角堂三四番地二

同 松本 一同 同 郡同 町大字玉野字天屋敷九番地

同 須藤 謙一 同 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一六四番地の一九

同 須藤 俊一 同 郡同 町大字堤字岩井戸一番地三

同 角田 悦男 同 町大字堤字羽黒東二三番地

同 小林 達郎 同 町大字一色字ニシキ牧四六番地

同 石井 克一 同 郡同 町大字福井字井前六六番地一

同 兼子 和憲 同 石川郡浅川町大字箕輪字坂ノ前四七番地

同 白瀬 清 同 町大字滝輪字森下一番地

同 八木沼 政昭 同 郡同 町大字小貫字新屋敷一四番地

同 金澤 武市 同 東白川郡棚倉町大字下山本字六角堂三四番地二

同 松本 一同 同 郡同 町大字玉野字天屋敷九番地

同 須藤 謙一 同 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一六四番地の一九



監事 渡邊 一朗 同 市田村町谷田川字北表一八番地  
 同 三瓶 博 同 市中田町上石字国見八一番地  
 同 古宮 恒男 同 市西田町三町目字竹ノ内二番地

就任した役員  
 住所  
 郡山市中田町下枝字五百目五五七番地

理事 小川 榊一 同 市田村町小川字角生内四四番地  
 同 馬場 猪吉 同 市中田町高倉字小提一一八番地  
 同 橋本 清 同 市西田町根木屋字北山九四番地  
 同 増子 安弥 同 市白岩町字堺之内一八五番地一  
 同 酒井 研 同 市中田町上石字逆木一〇五番地  
 同 阿部 喜美雄 同 市中田町柳橋字上篠坂四五二番地  
 同 吉田 福男 同 市富久山町南小泉字東台二〇番地  
 同 橋本 稔 同 市下白岩町字吉池七番地  
 同 織田 彰康 同 市西田町大田字野内三四一七番地  
 同 橋本 一男 同 市西田町丹伊田字甲森六六七番地  
 同 岩崎 安弘 同 市田村町細田字嘉成九八番地  
 同 村上 博志 同 市西田町土棚字猪内一五七番地  
 同 橋本 剛一 同 市中田町高倉字松山一四九番地  
 同 宗像 孝 同 市中田町海老根字永橋二四番地  
 同 熊田 繁 同 市田村町手代木字森内二〇番地  
 同 吉田 明 同 市田村町金沢字西ノ内二〇番地  
 同 柳沼 義忠 同 市中田町上石字国見八一番地  
 同 三瓶 博 同 市西田町三町目字栢作一一五番地  
 同 橋本 勝男 同 市田村町谷田川字町畑一一一番地  
 同 山田 俊郎 同 市田村町谷田川字町畑一一一番地

(農村計画課)

**公告第二百九号**  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、**県南都市計画**  
 に係る公聴会を次のとおり開催する。  
 平成二十四年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
 日時 平成二十四年八月三日（金）午前十時から  
 場所 白河市昭和町二百六十九番地 白河合同庁舎302会議室
- 二 公聴会の案件  
 県南都市計画下水道を変更する案
- 三 公述人の資格  
 公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出  
 公述人になろうとする者は、平成二十四年七月二十七日（金）までに、別記様式による公述申出書を白河市建設部都市政策室都市計画課又は福島県南建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

- 五 その他
- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課又は白河市建設部都市政策室都市計画課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課又は白河市建設部都市政策室都市計画課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成24年7月13日付け福島県報に登載された「**県南都市計画下水道を変更する案**」  
 に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成 年 月 日  
 福島県知事 佐藤 雄平  
 公述申出人 住所、氏名

- 1 意見を述べようとする理由
  - 2 意見の要旨
- 注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原簿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八  
 条第四項（第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二  
 条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のでき  
 る施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十四年七月十三日

福島県選挙管理委員会

|           |              |        |
|-----------|--------------|--------|
| 山莊        | 埴町立養護老人ホーム米  | 施設の名称  |
| 稲沢一三七番地の三 | 東白川郡埴町大字台宿字下 | 施設の所在地 |
|           | 平成二四年三月三一日   | 閉鎖年月日  |

委員長 菊地 俊彦